

6 外国人

労働者数が過去最高を更新——厚労省「外国人雇用状況」の届出まとめ

厚生労働省は平成31（2019）年1月25日、「外国人雇用状況」の届出状況まとめを公表した。それによると、外国人労働者数は前年同期に比べて18万1,793人（14.2%）多い146万463人で、平成19（2007）年に届出が義務化されて以降の過去最高を更新した。同省では、①政府が推進している高度外国人材や留学生の受入れが進んでいること、②雇用情勢の改善が着実に進み、『永住者』や『日本人の配偶者』等の身分に基づく在留資格での就労が進んでいること、③技能実習制度の活用により技能実習生の受入れが進んでいること等が、背景にあると考えられる」などとしている。

外国人労働者の1/4超が中国

「外国人雇用状況」の届出制度は、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援等のため、すべての事業主に対して外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間等を確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務づけているもの。届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く）であり、今般公表された数値は平成30（2018）年10月末時点で事業主より提出のあった届出件数を集計している。

それによると、過去最高を更新した外国人労働者数を国籍別に見ると、最多は「中国」の38万9,117人となった。前年同期に比べて4.5%増加し、外国人労働者数全体の1/4を超えた（26.6%）。これに、前年同期比で31.9%と大幅に増加した「ベトナム」

の31万6,840人（全体の21.7%）が続き、次いで、同11.7%増加した「フィリピン」の16万4,006人（全体の11.2%）等となっている。なお、前年同期に比した増加率で、上記の「ベトナム」に次いで上位に上がったのは「インドネシア」の21.7%増（外国人労働者数は4万1,586人）。これに「ネパール」の18.0%増（同8万1,562人）等が続いた。

在留資格別に見ると、労働者数が最も多いのは「身分に基づく在留資格」（前年同期比8.0%増加の49万5,668人）で、全体の1/3超（33.9%）を占めた。これに「技能実習」（同19.7%増の30万8,489人）、「資格外活動（留学）」（同15.0%増の29万8,461人）が続き、それぞれ全体の2割超（技能実習21.1%、資格外活動20.4%）となっている。なお、増加率では、「特定活動」（外国人労働者数は3万5,615人）が前年同期比35.6%の大幅増となった。次いで、「技能実習」（上記）、「専門的・技術的分野の在留資格」（同27万6,770人）の16.1%増等の順だった。

雇用事業所数も過去最高を更新

一方、外国人労働者を雇用する事業所数についても、前年同期に比べて2万1,753カ所（11.2%）多い21万6,348カ所となり、同じく届出義務化以来の過去最高を更新した。

都道府県別に見ると、事業所数が最も多いのは「東京」で、前年同期比9.0%増加の5万8,878カ所。次いで、「愛知」（同11.6%増の1万7,437カ所）、「大阪」（同17.1%増の1万5,137カ所）

等となった。また、増加率で見ると、最上位は「宮崎」（外国人を雇用する事業所数は860カ所）で前年同期より23.7%増加した。これに「熊本」（同2,438カ所）の同22.8%増や、「鹿児島」（同1,393カ所）の同19.3%増等が続いた。なお、外国人労働者を雇用する事業所数はどの規模でも増加しているが、特に「30人未満」の増加率が同13.8%増と大きく上がっている。

製造業が最多

外国人労働者数と、外国人労働者を雇用する事業所数を産業別に見ると、ともに「製造業」が最も多い。外国人労働者数全体の29.7%、外国人を雇用する事業所全体の21.4%を占めている。また、外国人労働者数では「サービス業（他に分類されないもの）」（15.8%）や「卸売業、小売業」及び「宿泊業、飲食サービス業」（ともに12.7%）がこれに続く。外国人労働者を雇用する事業所数については、「卸売業、小売業」（17.0%）、「宿泊業、飲食サービス業」（14.5%）等の順となっている。

なお、外国人労働者を雇用している事業所のうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数は前年同期に比べて564カ所（3.3%）多い1万7,876カ所で、事業所全体の8.3%となった。労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数は同3万5,822人（13.1%）増加の30万9,470人で、外国人労働者全体の2割超となった（21.2%）。

（調査部）